

副本

令和3年(ワ)第7039号 国家賠償請求事件

原告 株式会社グローバルダイニング

被告 東京都

証拠説明書 (1)

令和3年5月21日

東京地方裁判所民事第42部A合議口係 御中

被告指定代理人

松下 博 

同

加登屋 

同

石澤 泰彦 

同

井上 安 

略語等は答弁書の例による。なお、書証中の黄色マーカー部分は被告指定代理人によるものであり、答弁書で引用した箇所等を示すものである。

号証	標 目 (原本・写し)	作成年月日	作成者	立 証 趣 旨	
乙1 の1	基本的対処方針	写し	R3. 1. 7 変更	政府対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 第2回の緊急事態宣言の発出（令和3年1月8日から2月7日まで）、及び特定都道府県において講じることとされた緊急事態措置の内容 特定都道府県は、特措法24条9項及び45条2項等に基づき飲食店に対する営業時間の短縮の要請を行う。要請に対し正当な理由がないにもかかわらず、応じない場合には、特措法45条3項に基づく指示を行い、要請及び公表を行う（14及び15頁）等 <p>※なお、同年2月3日の特措法の改正・施行後の同月12日付けの国の事務連絡（乙3）において、特措法45条2項に基づく要請について、同法24条9項に基づく要請の前置は不要である旨が示されている。</p>
乙1 の2			R3. 3. 5 変更		<ul style="list-style-type: none"> 第2回の緊急事態宣言の期間の延長（令和3年3月21日まで）、及び特定都道府県においては対策の更なる徹底を図るとともに、感染の再拡大を防止するための取組を進めていくこととされたこと 特定都道府県は、特措法45条2項等に基づき、感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、飲食店に対して営業時間の短縮（20時までとする。ただし、酒類の提供は11時から19時までとする。）の要請を行うとともに、特措法24条9項に基づき、業種別ガイドラインを遵守するよう要請を行うものとする。要請に当たっては、関係機関とも連携し、営業時間の短縮等を徹底するための対策・体制の強化を行い、できる限り個別に施設に対して働きかけを行う（18頁）。

乙1 の3			R3. 3. 18 変更		<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急事態措置を実施すべき期間とされている3月21日をもって緊急事態措置を終了することとされたこと。 ・ 「三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項」における「(3)まん延防止」中の「3 施設の使用制限等」の実施内容は3月5日変更の基本的対処方針(乙1の2)と同じである(18及び19頁)。
乙2	新型インフルエンザ等対策有識者会議の開催について	写し	H24. 8. 3 (R2. 7. 3 一部改正)	新型インフルエンザ等対策閣僚会議決定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的対処方針等諮問委員会の設置根拠及び構成員 ※ なお、令和3年4月1日からは新型インフルエンザ等対策閣僚会議の下に置かれた新型インフルエンザ等対策有識者会議の分科会の一つとして位置付けを整理され、「基本的対処方針分科会」となった。
乙3	新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 新旧対照条文	写し	R3. 2. 13 施行		<ul style="list-style-type: none"> ・ 特措法32条1項の緊急事態について「政令で定める要件」の内容(施行令6条) ・ 改正後(令和3年2月13日施行)の特措法施行令の規定
乙4	「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」の公布について(新型インフルエンザ等対策特別措置法関係)	写し	R3. 2. 12	内閣官房新型コロナウイルス感染症推進室長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年2月3日に改正施行された特措法の運用に係る各都道府県知事、各指定公共機関宛て事務連絡 ・ 同通知において、特措法24条9項に基づいて、施行令11条1項各号に掲げる施設を対象として、営業時間の変更を含む施設の使用制限等の要請を行うことは可能であるとされていること(3頁)。 ・ 同通知において、特措法45条2項要請に応じない「正当な理由」の解釈について、限定的に解釈されるべきであり、経営状況等を理由に要請に応じないことや感染防止対策を講じていることは、「正当な理由がある場合」に該当しないとされていること。

乙5	新型コロナウイルス感染症対策分科会の設置について	写し	R2. 7. 6	分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分科会の設置根拠(新型インフルエンザ等対策閣僚会議の下に置かれた新型インフルエンザ等対策有識者会議の分科会として開催するものであること) ・ 分科会の構成員(感染症、疫学の専門家、経済学者、知事、病院経営者、企業経営者、マスコミなどの幅広い分野の専門家から構成されていること)等
乙6	直近の感染状況等の分析と評価(資料1-3)	写し	R2. 7. 14	分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分科会において、世界保健機構(WHO)が新たに示したガイドラインで、混雑した喚起の悪い環境下における空気中を漂う微粒子「エアロゾル」を介した感染を認めていることから、我が国がこれまで取り組んできた3密の回避、大声を上げる環境の回避、換気の徹底などの必要性が改めて強く示唆させるとの認識が示されたこと。
乙7	新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボード配布資料(資料3)	写し	R2. 7. 30	新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボード	<ul style="list-style-type: none"> ・ エアロゾル(粒径が5マイクロメートル未満の微粒子)感染の可能性のあるクラスターについて ・ 多くの感染事例から、いわゆる「3密」、すなわち換気の悪い密閉された空間で、多人数が密集した状況の下、他者と近距離で会話する等密接な状況において集団感染が発生していることが経験上結論付けられたこと(資料3のスライド3「緊急事態宣言解除以降の感染拡大の傾向」)
乙8	今後想定される感染状況と対策について	写し	R2. 8. 7	分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分科会の提言において、今後想定される感染状況に応じたステージの分類を行うとともに、ステージを判断する6つの指標及び各ステージにおいて講じるべき施策が示されたこと。 ・ 緊急事態宣言の発出及び解除の判断に当たっては、ステージ判断の指標はあくまで目安であり、これらの指標をもって機械的に判断するのではなく、基本的対処等諮問委員会の意見を十

					分踏まえた上で総合的に判断するものとされたこと。
乙9	感染リスクが高まる「5つの場面」と「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」分科会から政府への提言	写し	R2. 10. 23	分科会	<ul style="list-style-type: none"> 分科会の提言において、感染リスクが高まる「5つの場面」として、「飲酒を伴う懇親会等」、「大人数や長時間に及ぶ飲食」、「マスクなしでの会話」、「狭い空間での共同生活」、「居場所の切り替わり」が示されたこと。
乙10	私たちの考え—分科会から政府への提言—	写し	R2. 11. 20	分科会	<ul style="list-style-type: none"> 分科会の提言において、飲み会の場での感染が多く見られており、感染が拡大している自治体では、できる限り迅速に、酒類の提供を行う飲食店に対し、夜間の営業時間の短縮要請又は休業要請を行って頂きたいとの考えが示されたこと。
乙11	クラスターの分析に関するヒアリング調査等の結果と今後に向けた検討	写し	R2. 10. 23	分科会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 各地域におけるクラスターの分析に基づき、自治体に対するヒアリングを実施し、これらのクラスターの事例について検討を行った結果。 日常生活において感染リスクを高めると考えられる場面を具体化した「7つの場面」は概ね妥当であり、対策を進めていく上で有用であることが示されたこと。
乙12	現在の感染拡大を鎮静化させるための分科会から政府への提言	写し	R2. 11. 25	分科会	<ul style="list-style-type: none"> 分科会の提言において、感染が急速に拡大している地域では、営業時間の短縮等が最も重要であるとして、酒類を提供する飲食店における営業時間の短縮要請を早急に検討することが示されたこと。
乙13	今後の感染の状況を踏まえた対応についての分科会から政府への提言	写し	R2. 12. 11	分科会	<ul style="list-style-type: none"> 分科会の提言において、ステージⅢ相当の対策が必要とされていた地域で行うべき取り組みが示されたこと。 シナリオ3の感染拡大継続地域では、深刻な医療提供体制の機能不全等を避けるため、人の動きや接触機会の更なる低減策を講じることが必要であるとして、「エリア拡大・時間短縮の前倒し等、営業時間短縮要請の強化」

					が提言されていること。
乙 14	現在直面する3つの課題	写し	R2. 12. 23	分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分科会において「①首都圏からの感染の染み出し」、「②感染者の多くは20-50歳代 二次感染者の多くも20-50歳代」、「感染者拡大の重要な要素の1つ：飲食を介しての感染」の3つの課題が示されたこと。 ・ 課題②及び③に関して、「歓楽街や飲食を介しての感染が感染拡大の原因 家庭内感染や院内感染は感染拡大の結果」、「クラスターの発生は飲食店で先行した後に医療・福祉施設で発生する」、「感染経路が分からない感染の多くは、飲食店における感染によるものと考えられる」との見解が示されていること。 ・ 国とシナリオ3の自治体に対して、「飲食を中心として感染拡大していると考えため、飲食店などの営業時間のさらなる短縮の要請を含め会食・飲食による感染拡大リスクを徹底的に抑えることが必要」として対策の強化が求められていること。
乙 15	緊急事態宣言についての提言	写し	R3. 1. 5	分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分科会の提言において、東京都を中心とした首都圏で緊急事態宣言下を実施すべき具体的な対策として、「飲食の場を中心に感染リスクが高い場を回避する対策（営業時間短縮の前倒しや要請の徹底など）」が示されていること。
乙 16	新型コロナウイルス感染症に向き合う生活衛生業の現状と復興対策について	写し	R3. 1. 8	一般社団法人 全国生活衛生 同業組合中央 会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第21回の分科会において生活衛生関係営業に関する意見・要望がなされたこと ・ 特措法改正による罰則制度の新設について、真面目に要請に従うものと従わない者の間に不公平感が生じないためには営業の自由度を一定程度認めつつ、罰則を制定することは止むを得ないものと考えたとの意見が述べられていること。

乙 17	緊急事態宣言下での対策の徹底・強化についての提言	写し	R3. 2. 2	分科会	<ul style="list-style-type: none"> 分科会の提言において、緊急事態宣言の解除が難しいと考えられる地域の都道府県は、国と連携し、飲食店に対して、引き続き、営業時間の短縮要請に応じて頂けるよう、個別に店舗を回るなど、きめの細かい働きかけを行って頂きたいとの考えが示されたこと。
乙 18	緊急事態宣言解除後の地域におけるリバウンド防止策についての提言	写し	R3. 2. 25	分科会	<ul style="list-style-type: none"> 分科会において、緊急事態宣言解除後の最重要課題は、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大（リバウンド）を生じさせないことであるとして、リバウンド防止策が提言されたこと。
乙 19	今回、緊急事態措置が解除された府県の知事の皆様へのお願い	写し	R3. 2. 26	基本的対処方針等諮問委員会会長	<ul style="list-style-type: none"> 第2回の緊急事態宣言の緊急事態措置期間から1週間の前倒しで大阪府等が解除となることに関して、変異株の出現、医療提供体制・公衆衛生体制の負荷の継続、及び前倒し解除が人々の意識に与える影響などから、基本的対処方針等諮問委員会においては、感染再拡大（リバウンド）の可能性について強い懸念が示され、各種の対策が着実に打たれることを前提として、解除に合意したこと。
乙 20	緊急事態宣言の延長及び首都圏における感染再拡大防止策についての見解	写し	R3. 3. 5	基本的対処方針等諮問委員会会長	<ul style="list-style-type: none"> 第2回の緊急事態宣言の延長及び首都圏における感染再拡大防止策についての基本的対処方針等諮問委員会の見解。 首都圏では、人々の意識・考え方が多様であり、国や自治体からの要請への協力が得られにくく、実際に人流が再び増加する傾向が見え始めており、東京都を中心とした首都圏においてリバウンド防止のための体制を強化しないままに緊急事態宣言を解除すればリバウンドが生じてしまう可能性が高いとして、緊急事態宣言の期間延長中に各種対策の確実な準備・実施及び体制強化を行うよう求めていること。

乙 21	今冬の感染対策の効果の分析について～人出と感染者数を中心に～	写し	R3. 4. 8	分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分科会において、飲食店に対する20時までの営業時間短縮要請等の感染対策の効果の分析が以下のとおり示されたこと。 ・ 「20時までの営業時間短縮要請は、夜(21時)の人出の減少にもつながり、新規陽性者数の減少に効果があったと考えられる。」(スライド17)、 ・ 「感染者の増加局面・減少局面のいずれにおいても、飲食につながると考えられる夜(21時)の人出が特に影響したと考えられ、宣言解除後に急増させないことが重要である。」(スライド17)、 ・ 「20時以降の繁華街滞留人口は、東京都、大阪府ともに緊急事態宣言解除後に急激に増加しており、21時までの営業時間短縮要請では抑制が難しい状況。」(スライド15)、 ・ 「飲食関係のクラスターの発生ピークの後に、医療関係や高齢者福祉施設でのクラスターの発生ピークが見られた。」(スライド14)等
乙 22	感染再拡大(リバウンド)防止に向けた指標と考え方に関する提言	写し	R3. 4. 15	分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分科会の提言において、感染再拡大(リバウンド)防止に向けた指標と考え方が示されたこと。 ・ 感染の拡大局面では、「感染の状況」に関する指標、「医療提供体制」に関する指標を全て満たさない場合であっても、必要な対策を迅速に講じる必要がある一方、感染の下降局面では、医療提供体制に支障を来さないよう、より慎重に指標を見極める必要があるとされていること(スライド1)
乙 23	東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会の書面開催の結果について(令和3年2月19日開催)	写し	R3. 2. 19	東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特措法24条9項の規定により営業時間の短縮を要請した施設のうち、当該要請に応じない各施設に対して、同法45条2項の規定により要請を行うことについて、同条4項に基づく学

					識経験者の意見聴取の手續が行われたこと、及びその結果
乙 24	東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会の書面開催の結果について（令和3年3月5日開催）	写し	R3. 3. 5	東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会	・ 特措法45条2項の規定により営業時間の短縮を要請した施設のうち、当該要請に応じない各施設に対して、同法45条3項の規定により命令を行うことについて、同条4項に基づく学識経験者の意見聴取の手續が行われたこと、及びその結果
乙 25	営業時間短縮要請の協力状況	写し	R3. 3. 22	被告	・ 令和3年1月18日から3月21日の間に被告が実施した外観調査の集計結果。
乙 26	緊急事態宣言の発令に関して、グローバルダイニング代表・長谷川の考え方（2021年1月7日現在）	写し	R3. 1. 7	原告	・ 原告はホームページにおいて緊急事態宣言に応じず営業を継続する旨を外部に発信していたこと。
乙 27	外食大手、2月明暗「ラ・ボエム」大幅増収（日本経済新聞電子版掲載の新聞記事）	写し	R3. 3. 12	日本経済新聞社	原告に関して下記内容の新聞報道がなされたこと。 ・ 緊急事態宣言の再発令後も通常営業を続けたグローバルダイニングは大幅増収となった。1都3県で宣言が延長され、企業間の格差が開く可能性がある。 ・ イタリア料理店「カフェ ラ・ボエム」を運営するグローバルダイニングの2月の売上高は前年同月比23%増えた。増加は1年1カ月ぶり。 ・ 他の外食が営業を短縮したことで顧客が流れ込んでいる。
乙 28	月次売上速報（2021年2月度）	写し	R3. 3. 2 更新	原告	・ 原告のIR情報 ・ 第2回の緊急事態宣言下であった令和3年2月における原告の国内既存店の売上高が前年同月比で22.8%増、客数が前年同月比で2.0%増となっていること。

乙 29	月次売上速報 (2021年3月度)	写し	R3. 4. 2 更新	原告	<ul style="list-style-type: none"> 原告のIR情報 第2回の緊急事態宣言下であった令和3年3月における原告の国内既存店の売上高が前年同月比で100.5%増、客数が前年同月比で46.5%増となっていること。
乙 30	「時短要請」応じず 来客増 グローバル ダイニング黒字 (朝 日新聞 DIGITAL 掲載 の新聞記事)	写し	R3. 4. 30	朝日新聞社	<p>原告に関して下記内容の新聞報道がなされたこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1～3月期の黒字は8年ぶり。東京都などの時短要請に応じず、通常営業を続けたことで、来客数が増えたという。 売上高は前年同期比20.6%増の20億円、営業損益は1億円の黒字(前年同期は3億円の赤字)だった。 広報担当者は「(緊急事態宣言下では)午後8時以降に開いている店が少なく、来ていただいた」と話す。
乙 31 の 1	新型コロナウイルス 感染症対策本部 (第 51回) (抜粋) 新型コロナウイルス 感染症緊急事態宣言	写し	R3. 1. 7	新型コロナウ イルス感染症 対策本部長	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年1月7日、緊急事態宣言(第2回)が発出されたこと、及びその内容
乙 31 の 2	新型コロナウイルス 感染症対策本部 (第 54回) (抜粋) 新型コロナウイルス 感染症緊急事態宣言 の期間延長及び区域 変更	写し	R3. 2. 2	同上	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年2月2日、緊急事態宣言(第2回)の期間延長・区域変更がなされたこと、及びその内容
乙 31 の 3	新型コロナウイルス 感染症対策本部 (第 57回) (抜粋) 新型コロナウイルス 感染症緊急事態宣言 の期間延長	写し	R3. 3. 5	同上	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年3月5日、緊急事態宣言(第2回)の期間延長がなされたこと、及びその内容